件名:国家保健緊急事態宣言と14日以内マダガスカル入国者への検査実施

○ポイント

- ●22日0時頃、ラジョリナ・マダガスカル大統領が、マダガスカル全土における15日間の国家保健緊急事態を宣言しました。
- ●過去14日以内にマダガスカルに入国された方は、領事担当まで一報下さい。
- ●事態は刻々と変わりますので、最新情報の入手に努めてください。

○本文

22日0時頃、ラジョリナ・マダガスカル大統領が、マダガスカル全土における15日間の国家保健緊急事態を宣言しました。

また、報道によれば、「21日土曜日の閣議で過去14日以内にマダガスカルに入国した人はメディカルチェックと検査を受けなければならない。これらの人と接触をした全ての人も当局の確認を受けることが決定された。」とのことです。

詳細が判明次第改めてお知らせしますが、過去14日以内にマダガスカルに入国された方に対しては、マダガスカル当局から連絡があるかもしれませんので、ご留意ください。

過去14日以内にマダガスカルに入国された方は、以下担当者まで一報下さい。

(ご連絡先) 在マダガスカル日本国大使館 領事 古薗 優行

Villa Chrysantheme III, Ambohijatovo-Analamahitsy, 101 Antananarivo (B. P. 3863), Madagascar

携帯電話: (+261) - (0)32-07-072-08

FAX: (+261) - (0)20-22-494-94 (FAX) $\begin{subarray}{ll} \b

事態は刻々と変わりますので、下記HP等から最新情報の入手に努めてください。

新型コロナウイルス感染症(外務省 安全海外ホームページ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/

新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○日本国国立感染症研究所(コロナウイルスに関して)

https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html

手洗い、うがい、マスクの着用などの通常の感染症対策を行い、体調に異常がある方

は早めの医療機関受診を心がけてください。